

平成 27 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書 I
【インクルーシブ教育システム構築モデル地域（スクールクラスター）】

教育委員会名	岐阜県白川町教育委員会
指定したモデル地域名	白川町

概 要

地域内の全学校・園数（平成 27 年 5 月 1 日現在） 【単位：校・園】

幼稚園	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合計
—	5	3	—	—	—	8

<参考> 保育園数：6（公 5，私 1）、ことばの教室：1

【事業概要】

1. モデル地域の特色（特別支援教育に関する事項）

本町は平成 23 年度策定の白川町第 5 次総合計画において、「白川を愛し、たくましく心のあったかい子を育む美濃白川」という町を目指し、基本方針の一つに「0 歳から 15 歳までの一貫教育の仕組みと内容」を掲げている。

この基本方針のもとに、本町では教育委員会事務局で保育所に関する業務を担ったり、町民会館内に教育委員会と保健福祉課を置いたりすることにより、保育・学校教育・社会教育・保健・福祉の連携を図ってきた。また、町単独で学校支援員を配置したり、特別支援教育担当者の会議を開催したりして個に応じた指導の工夫に取り組んできた。

平成 22・23 年度は岐阜県教育委員会指定の「幼児教育推進事業」により保・小・中の接続を図ったカリキュラムの開発、平成 22～24 年度は岐阜県健康福祉部による「地域療育システム支援事業」により CLM（チェックリスト in 三重）と個別の指導計画の作成などの取組を積み重ねることによって、町内保育園、小・中学校の連携が進み、児童生徒の発達に沿った支援がより一層なされるようになった。

平成 25 年に白川町発達支援連携協議会規則を制定すると共に「白川町子ども発達支援システム」を構築した。さらに平成 26・27 年度には本事業を活用して、教育委員会に発達支援対策監（合理的配慮協力員）を設置し、発達障害等の特別支援教育の視点を取り入れ、地域の教育資源を活用し、地域からの専門的な指導が受けられる体制をつくり、インクルーシブな教育環境を整えることを目指した。

2. 取組の概要

【教育委員会が行った取組や工夫】

(1) 通級指導教室（かがやき教室）の開設と運用

昨年度の課題であった通級指導教室の設置について、本年度、県教育委員会から白川小学校に通級指導教室（LD・ADHD等対象）が認可された。本町では、通級指導担当者に兼務を発令し、該当者のいる学校を巡回して指導する体制で運用を開始した。

(2) 個別の教育支援計画、個別の指導計画の様式の作成

本年度、これまでの個別の支援計画を見直し、いくつかの先行事例や文献を参考にし、本町独自の小・中学校版の個別の教育支援計画、個別の指導計画の様式を作成した。

この様式で作成した個別の教育支援計画、個別の指導計画は学年間、学校間の引継ぎに使用され、支援を途切れさせることがなくなってきた。

(3) リーフレット「白川町子ども発達支援システムと就学相談」の発行

昨年度作成した「白川町子ども発達支援システム」の考え方に基づいて、本年度は「白川町子ども発達支援システムと就学相談」を作成し、保護者に配布すると共に懇談の際に活用することで、合意形成に役立てることができた。

【モデル地域内における取組】

(1) 発達支援連携協議会の活動

「白川町子ども発達支援システム」は白川町発達支援連携協議会が中核になって子供の成長・発達に関わる各機関を会議によって連結し、途切れのない支援をしていく仕組みである。

①発達支援連携協議会の全体協議会では特別支援教育の理解を深める研修会（専門家による講演、学校における実践報告）や児童生徒の就学判断に関する会議を行った。

②保育園発達支援部会、小学校教育支援部会では、保・小・中の職員だけでなく、町ことばの教室の指導員、町保健師、町教委の職員、特別支援教育を専門とするアドバイザーが参加し、保育・教育の参観や特別な支援を必要とする児童生徒について途切れのない支援についての協議を行った。その結果は個別の教育支援計画や個別の指導計画に反映させた。

③特別支援教育コーディネーター部会ではコーディネーターの職務を確認すると共に、各学校での実践事例を通して交流し効果的な支援について研修した。

④ケース会議では就学相談、適応相談など個別の事案を取り上げ、事案によっては専門家を招聘して会議を開催した。事案によって定期的に行ったり、随時行ったりした。

(2) 合理的配慮協力員の活動

本町では合理的配慮協力員に小・中学校管理職経験のある退職者を発達支援対策監として任命した。発達支援対策監はスクールクラスターを活用した発達支援連携協議会に係る諸会議・研修会等の企画・運営及び専門アドバイザーとの連絡・調整を行った。また、継続的に学校訪問、保育所訪問を行い、特別な教育的支援を必要とする子供を観察し、必要に応じて特別支援教育コーディネーターや管理職等と懇談をしたり、ケース会議を開いたりして問題解決に当たった。

3. 成果及び課題

【成果】

(1) 通級指導教室の開設・運営

本モデル事業は昨年度から引き続き2年目であるが、本年度は通級指導教室（LD・ADHD等）が新設され、スクールクラスターに加わった。通級指導の担当者に兼務を発令し、該当する児童生徒は自校で通級指導が受けられるようになり、児童生徒の行動には多くの改善が見られた。

(2) 児童生徒理解の深まりと引継ぎの充実

本モデル事業によって発達支援対策監（合理的配慮協力員）が配置されて2年が経過する。発達支援対策監が町内の保育園、小・中学校の指導、教育関連機関との連携を図り、保育園や小・中学校では幼児、児童生徒の理解がより深まるようになった。

また、本モデル事業によって特別支援教育の会議や研修会に専門家を招聘することで特別な支援を必要とする児童生徒及びその保護者への支援を検討することができた。

年度末には、保育園から小学校への引継ぐ会、小学校から中学校への引継ぐ会を行った。この引継ぎを踏まえて、小学校では特別な支援を必要とする児童に対して入学式前に個別に事前指導をするなどの取組が定着してきた。また、入学後には小学校1年生、中学校1年生の様子を参観し、引継ぎが確実になされたかを確かめている。このような取組により、校種等が変わることによる緊張が緩和され、児童生徒にとっては安心して学校生活を送ることができるようになった。

(3) 教職員の特別支援教育に対する意識・資質・能力の向上

本モデル事業を通して、リーフレット等の作成と啓発、保育園におけるCLMと個別の指導計画の実践、特別支援教育コーディネーター部会での実践交流、各種研修会への参加と実践発表などによって、保育士や教師は様々な障害特性と具体的な支援を知ることができた。

【課題】

(1) 通級指導教室の充実

本年度、通級指導教室（種別：LD・ADHD等）が開設され、今後も通級児童生徒が増加することが予想される。該当者一人一人の障害に応じて通級指導の工夫改善、教材備品の確保等、指導の充実に努めていく必要がある。

(2) 白川町子ども発達支援システムの充実

白川町子ども発達支援システムという仕組みは出来あがっているが、これは教職員の特別支援教育に関する専門性向上と相まって充実していくものである。このシステムに込められた願いや趣旨が正しく理解されるように啓発し、充実に努めなければならない。

また、このシステムは中学校卒業までのスクールクラスターを活用した途切れのない支援の仕組みであるが、就労までの一貫した支援体制を構築していく必要がある。